

総務委員会・分科会での主なQ&A

12/12開催
付託議案 5件
請願 2件

西条市会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に 関する条例

西条市職員定数条例等の
一部を改正する条例

Q 新たに規定する会計年度任用職員の退職手当支給要件は？

A 会計年度任用職員の勤続期間が1年以上の場合には正規職員と同様に退職手当を支給するが、勤続期間が6か月以上12か月未満の場合は、100分の50に相当する額で支給することとなる。

会計年度任用職員 とは？

地方自治体で雇用されている臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保のため新たに設けられる制度です。令和2年4月1日以降、これまで臨時・非常勤職員として雇用されていた職員が会計年度任用職員となります。

西条市手数料条例等の 一部を改正する条例

一部を改正する条例

Q 改正に至った経緯と料金の算定方法は？

A 使用料・手数料については、合併以降、料金が据え置かれていたものがあること、また、行政サービスにおける受益と負担の公平性確保のため、改正に至った。算定方法については、全てのものについて原価計算し、見直しを要するものに対して、原則、現行金額の1・5倍を上限に算定している。



証明書の手数料などが改正されます

福祉文教委員会・分科会での主なQ&A

12/13開催
付託議案 11件
請願 1件

西条市立周桑病院の 指定管理者の指定

Q 指定期間変更の理由は？

A 国家資格を有する医師や看護師などの安定的な確保が必要であること、また、医師確保奨学金の指定医療機関として、奨学生を受け入れた場合、令和17年度まで就労義務があること、更に全国の同規模公立病院では指定期間が平均で23年であることなどから、これまでの10年ではなく20年の指定期間が適当であると判断し変更した。

Q 費用負担の考え方は？

A 施設については、大規模改修などにかかる費用が今後20年間で12億円必要と見込んでおり、国の交付税措置を受けつつ市が負担する。医療機器については、全て指定管理者が医療方針に基づいて更新することとなっている。

債務負担行為補正 (休日夜間急患センター 指定管理委託料)

Q 指定管理期間内に予定した以上の費用が必要となった場合の対応は？

A 指定管理委託料は、前回の5年間の平均額と消費税増額分を基に算定しており、今回算定した限度額の範囲内で運営できると考えるが、突発的な事情により費用が必要となった場合は、補正予算で対応する。



指定管理されている休日夜間急患センター